

2026年度第1回 市民会議議事録

【議題1 当会のハラスメント対策について】

第1 説明協力員による説明（田口大輔副会長）

1 ハラスメントをめぐる近時の状況

マタハラ、カスハラなどハラスメントの概念が多様化し、内容も深化している。被害が深刻化し、周囲の就労環境の悪化といった間接被害も法的な保護対象として認められるようになってきている。

2 法的規制の強化と法的責任

雇用主に対する措置義務や不利益取扱の禁止など、法的規制が強化されている。民事上の損害賠償責任や、使用者責任、さらには刑事責任や懲戒処分の対象にもなり得る。

3 当会の対策の現状と課題

ハラスメント防止規則や指針を定め、内部向けのハラスメント相談窓口を設置している。しかし、アンケートでは約3割がハラスメントを見聞きしたと回答する一方、窓口の利用率は低い。弁護士と事務職員の固定化された上下関係や、制度の認知度・信頼度の低さが課題である。

4 カスタマーハラスメント（カスハラ）対応

利用者からのカスハラに対する基本方針を策定した。悪質な場合は対応の打ち切りや法的措置の可能性も規定している。

5 問題意識

当会の対策が一般市民の感覚と乖離していないか、また、カスハラ対策を厳しくすることで市民が相談しづらくなかないかについてご意見を伺いたい。

第2 市民会議委員との質疑応答、意見交換

・他団体の事例のように複数の相談窓口を設置し、匿名性を確保してどこにでも相談できる体制が必要である。【市民会議委員】

・相談後すぐにカウンセリングを受けられる体制や、相談後の手続きのフローチャートを全員に公開することが、相談しやすさとハラスメントの抑止力につながる。

【市民会議委員】

・弁護士は人権を守る最後の砦として、一般社会よりもハラスメントに対して敏感であってほしい。【市民会議委員】

・労働相談窓口に来る一般市民の被害でも、証拠がないと戦えないという現実がある。弁護士事務所の職員は相談しづらい環境にあると思うので、しっかり対策すべき。【市民会議委員】

・弁護士という立場が強いからこそ、訴訟等の大ごとになる前にお互いに気づきを得られるような、初期段階での注意・改善のステップを設けるべきではないか。【市民会議委員】 ➡ 弁護士会と個々の法律事務所には指揮命令関係がなく指導が難しい面があるが、頂いた意見を踏まえて本年度のハラスメント問題の解決・体制づくりに繋げたい。【弁護士会】

・他団体でのハラスメント認定はどのようにされているのか。【弁護士会】 ➡ 相談員の聴取後、本人の希望で苦情申し立てが行われれば人権委員会が設置され、双方から聞き取りを行う。認定は難しいが、手続が進むこと自体が抑止力になっている。学生同士の思い込み等のケースは、認定前に担当教員を交えて環境調整で終わることも多い。【市民会議委員】

【議題2：当会の市民への発信について】

第1 説明協力員による説明（杉原裕康副会長）

1 当会の活動概要

法律相談センターの運営をはじめ、高齢者等への出張相談、人権救済申立への対応、消費者被害救済、刑事弁護など多岐にわたる活動を行っている。

2 シンポジウム等の開催

憲法やジェンダー、精神医療などの社会課題についてシンポジウムを開催して

いる。毎年 11 月には「人権シンポ in かながわ」を開催している。

3 会長声明・決議等の発信

弁護士法の使命に基づき、人権が制約される恐れがある立法の反対や法改正を求めるため、常議員会等の議決を経て会長声明等を発信している。

4 問題意識

シンポジウムへの参加経験の有無や、一般市民の参加を促すための広報・開催方法の工夫。また、会長声明等を一般市民により良く届けるための発信方法についてご意見を伺いたい。

第2 市民会議委員との質疑応答、意見交換

・(シンポジウムの参加経験について) 参加したことや聞いたことはない。【市民会議委員 (複数)】

・ターゲット層に応じた広報が必要。子育て層なら地区センター、学生なら大学等で広報し、参加型イベントや映画上映などを取り入れると興味を引きやすい。【市民会議委員】

・一般市民が何に関心を持っているかにチャンネルを合わせないと人は集まらない。【市民会議委員】

・会長声明等は内容が硬く専門的で読みにくい。冒頭に 3 点程度で要点をまとめたり、図や絵を使って分かりやすくする工夫が必要である。【市民会議委員】

・タウンニュース等の地域紙に小さく載せ、QR コードで声明の全文に誘導すると、興味のある人が見に行きやすい。【市民会議委員】

・誰に届けたいかというターゲットを明確にすべき。環境問題や防災など市民が関心を持つ別の社会課題のイベントと掛け合わせて集客し、そこに弁護士会の発信を混ぜていくアプローチが有効である。【市民会議委員】

・マスコミに会長声明が取り上げられる場合とされない場合があるが、どのように対応しているのか。【市民会議委員】 ➡記者会見を同時に行ったり、記者向けのレ

ポートや資料を作成するなどの工夫を行っている。他団体と同時に発信することで取り上げられることもある。【弁護士会】

・ 弁護士会の声明や意見は法改正等の動きを作り出す上で重要なので、どんどん発信してほしい。【市民会議委員】

・（総括）複数の窓口設置やフローチャート公開などの意見は大変参考になった。他会と協力した窓口設置も考えられる。発信についてもターゲットを絞り、要点を冒頭にまとめる等の具体的な改善策は着手しやすい。頂いた意見は今後の会務に活かしていきたい。【弁護士会】

以上